

## 第 3 章 地域の概況

## 第3章 地域の概況

### 1 自然環境

#### (1) 地形

事業計画地及びその周辺の地形分類図は、図 3.1-1 に示すとおりである。

事業計画地は、瀬戸内海に面した大串半島の大起伏丘陵地に位置している。事業計画地周辺には、東側に崖がある。

#### (2) 地質

事業計画地及びその周辺の表層地質図は、図 3.1-2 に示すとおりである。

事業計画地は、主に花崗岩からなっている。

#### (3) 水象

事業計画地周辺の主な河川の概要は、表 3.1-1 及び図 3.1-3 に示すとおりである。

事業計画地近傍には主要な河川はないが、南西側約 2.0km に二級河川の鴨部川の河口がある。


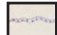




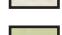
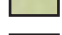
表 3.1-1 事業計画地周辺の河川の概要

	二級河川 鴨部川
指定延長 (m)	22,228
流域面積 (km <sup>2</sup> )	68.0

出典)「香川の河川概要」(香川県ホームページ)



凡 例

- |   |   |
|---|---|
|  事業計画地         |  波食台 |
|  山麓地           |  崖   |
|  丘陵地 (I) (大起伏) |   |
|  谷底平野・氾濫原      |   |
|  三角州・海岸平野      |   |
|  砂州・砂堤         |   |



Scale 1:25,000

0 200 400 600 800 1000m



図3.1-1 地形分類図

出典)「地形分類図 高松・草壁・西大寺・寒霞溪」(昭和50年3月、香川県)



凡 例

- 事業計画地
- s 砂がち堆積物
- gs 砂礫がち堆積物
- Ag 集塊岩類
- ATb 凝灰岩及び凝灰角礫岩（酸性）
- Gr 花崗岩
- Ms 雲母片岩及び片麻岩



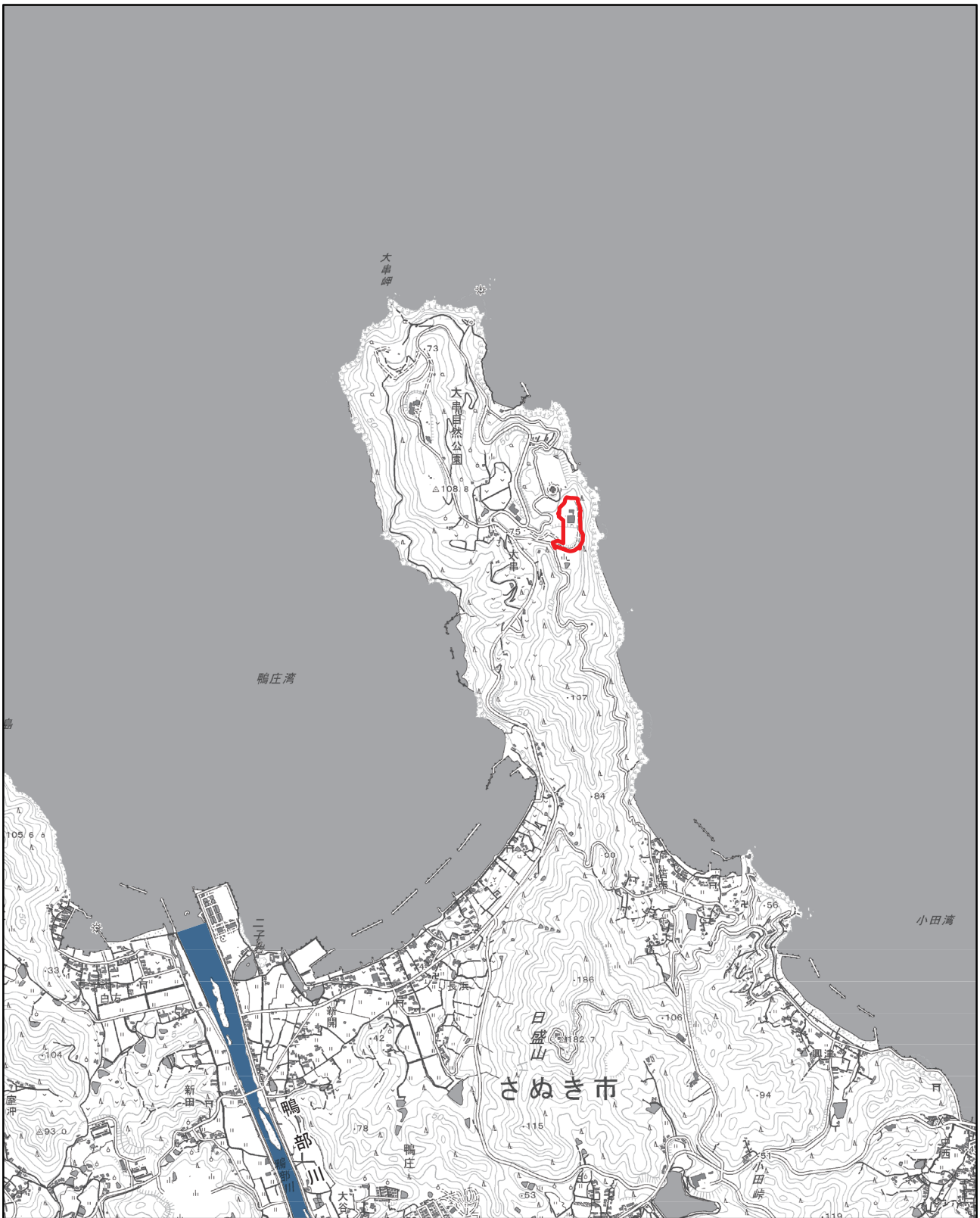
Scale 1:25,000

0 200 400 600 800 1000m



図3.1-2 表層地質図

出典)「表層地質図 高松・草壁・西大寺・寒霞溪」(昭和50年3月、香川県)



凡例

- 事業計画地
- ~ 河川



Scale 1:25,000

0 200 400 600 800 1000m



図3.1-3 河川の概要

出典)「香川の河川概要」(香川県ホームページ)

※電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

#### (4) 気象

事業計画地周辺の気象観測所としては、高松地方気象台（高松市伏石町）がある。平成 29 年から令和 3 年の気象の状況を表 3.1-2 に、令和 3 年の月別降水量及び平均気温を図 3.1-4 に示す。

過去 5 年間の平均気温は 16.6～17.4℃、年間降水量は 927.5～1,575.0mm、平均風速は 2.4～2.6m/s、最多風向は西～西南西、日照時間は 2,115.8～2,248.1h となっている。また、令和 3 年の月別値をみると、平均気温は 5.6～27.8℃、降水量は 19.5～213.5mm、平均風速は 2.0～3.3m/s、最多風向は東北東及び西南西の月が多く、日照時間は 113.9～237.0h となっている。

表 3.1-2 気象状況（高松地方気象台）

年・月	気温（℃）			降水量 （mm）	平均風速 （m/s）	最多風向 （16 方位）	日照時間 （h）
	平均	最高	最低				
平成 29 年	16.6	37.1	-1.7	1,415.5	2.6	西)	2,179.3
平成 30 年	17.0	37.7	-3.7	1,575.0	2.4	西南西	2,248.1
平成 31・令和元年	17.3	36.3	-0.6	927.5	2.4	西南西)	2,115.8
令和 2 年	17.4	38.3	-0.7	1,108.5	2.4	西南西)	2,174.0
令和 3 年	17.3	37.0	-2.0	1,135.5	2.5	西南西)	2,158.8
1 月	5.6	15.3	-2.0	46.5	2.9	西	161.4
2 月	8.5	22.1	-0.3	49.5	3.1	西南西	194.2
3 月	12.1	23.0	2.4	51.5	2.4	東北東)	193.9
4 月	15.5	27.1	4.4	99.0	2.7	東南東	237.0
5 月	19.8	28.8	9.5	140.0	2.5	西南西	159.2
6 月	23.6	33.2	17.5	81.5	2.0	東北東	157.2
7 月	27.7	36.1	21.7	100.0	2.3	東北東	210.0
8 月	27.8	37.0	21.8	213.5	2.2	西南西	173.1
9 月	25.1	31.9	18.8	179.0	2.0	東	113.9
10 月	20.0	30.4	9.3	64.0	2.0	南西	210.9
11 月	13.4	23.7	3.3	91.5	2.4	南西	182.8
12 月	8.5	18.1	0.6	19.5	3.3	西	165.2

注)「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

出典)「気象庁 過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

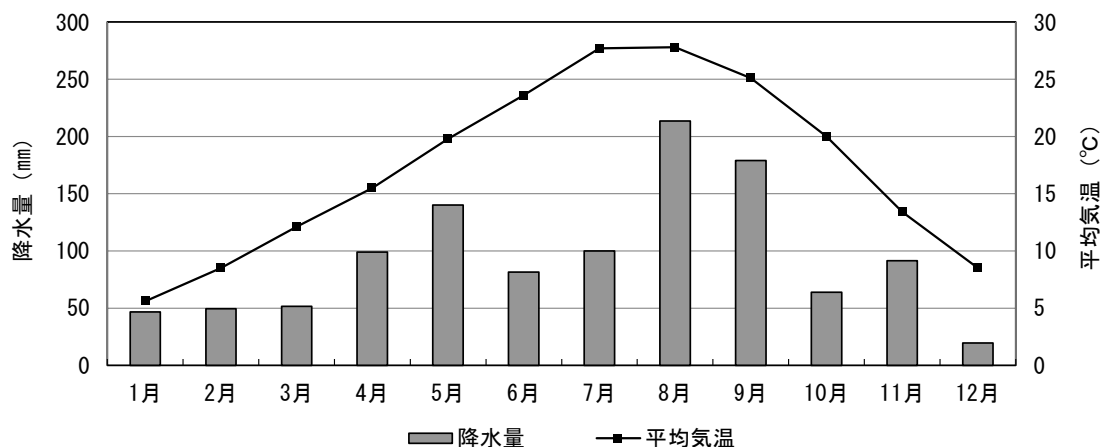


図 3.1-4 月別降水量・平均気温の推移（令和 3 年）

(5) 動植物

ア 動物

「さぬき市環境基本計画 2016～2026」（平成 28 年 3 月、さぬき市市民部生活環境課）によると、さぬき市は海岸線、鴨部川、津田川などの河川、平野部、ため池、里山などの自然環境から構成されており、多様な動物が生息している。

さぬき市の動物の生息状況は、表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-3 さぬき市の動物の生息状況

分類群	動物の生息状況
哺乳類	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内全域でノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、テン、アナグマ、ハクビシンがみられる。個体数が多いのはノウサギとタヌキである。</li><li>・南部の山間部では、ニホンザル、イノシシ、シカ、野生化したアライグマがみられる。</li><li>・海岸部でスナメリがみられる。</li></ul>
鳥類	<ul style="list-style-type: none"><li>・キジ、ウグイス、メジロなどがみられる。鳥類は、その特性から香川県一般と同様の生息状況である。</li></ul>
爬虫類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヘビ類は、市内全域でシマヘビ、ヤマカガシ、アオダイショウ、マムシ、ジムグリ、ヒバカリ、シロマダラ、タカチホヘビがみられる。前 4 種は、人家付近にも生息している。</li><li>・トカゲ類は、市内全域でニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリがみられる。特筆すべきはタワヤモリで、1955 年に市内最南部の多和で新種として発見された。</li><li>・カメ類は、クサガメが多く、個体数は少ないがスッポンもみられる。</li></ul>
両生類	<ul style="list-style-type: none"><li>・アカハライモリ、カスミサンショウウオなどの個体数が激減している。</li></ul>
魚類	<ul style="list-style-type: none"><li>・淡水魚類は 20 数種が確認されている。</li><li>・局地的にニッポンバラタナゴの生息が確認されている。</li></ul>
昆虫類	<ul style="list-style-type: none"><li>・チョウ類は約 60 種が確認されている。大型のアゲハチョウ類は 10 種ほどがみられる。</li><li>・トンボ類は約 40 種が確認されている。</li><li>・クヌギ・アベマキ林ではカブトムシ、ヒラタクワガタ、ノコギリクワガタ、コクワガタなどがみられる。</li><li>・個体数は少なくなっているが、ゲンジボタルがみられる。</li></ul>

出典)「さぬき市環境基本計画 2016～2026」（平成 28 年 3 月、さぬき市市民部生活環境課）  
「さぬき市の概要－自然」（さぬき市ホームページ）

## イ 植物

事業計画地及びその周辺の植生図を、図 3.1-5 に示す。事業計画地は、造成地及びアベマキーコナラ群集となっている。また、事業計画地の西側には、自然植生として、クロマツ群落（VII）やアカメガシワーエノキ群落、トベラーウバメガシ群集等がみられる。

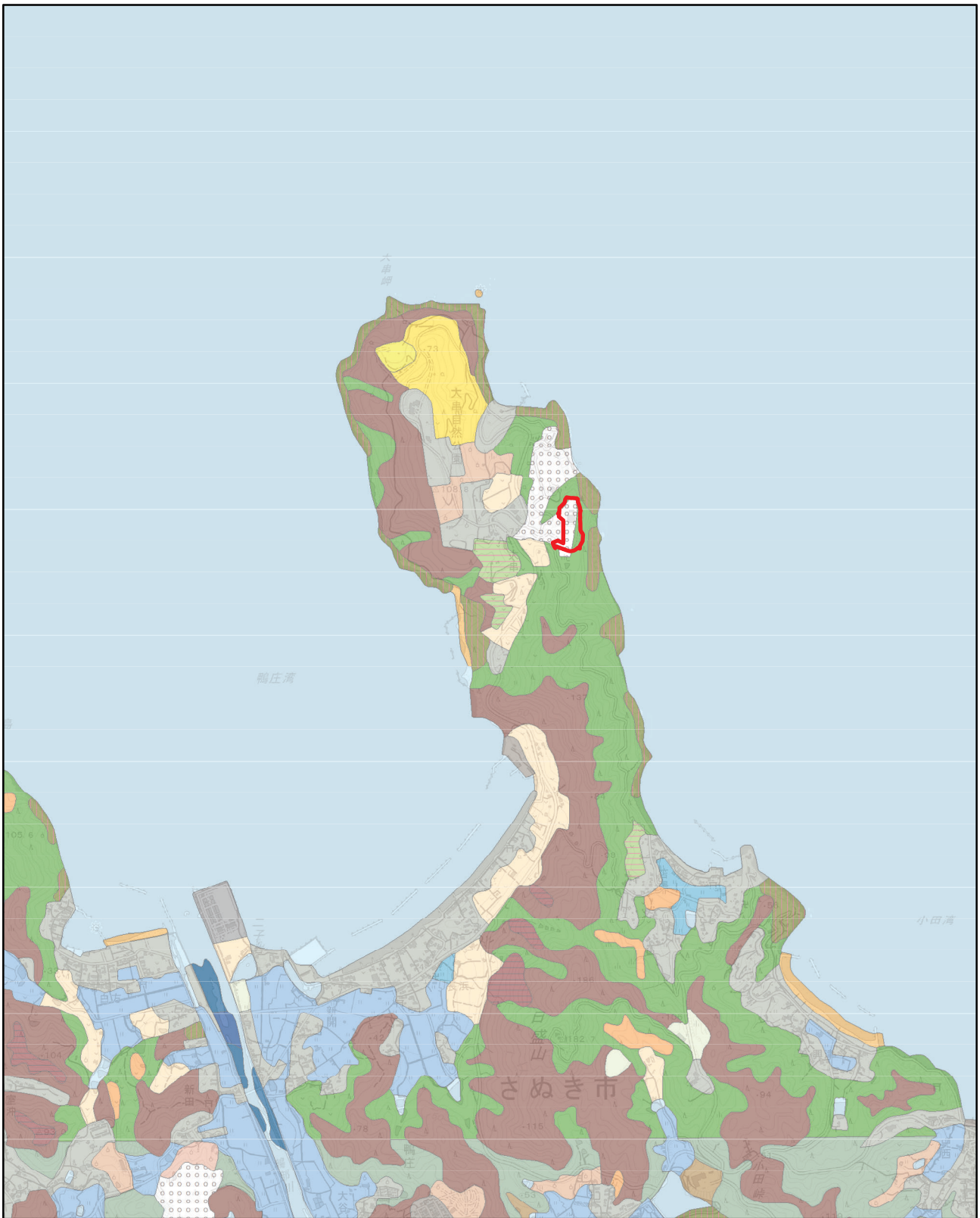
「さぬき市環境基本計画 2016～2026」（平成 28 年 3 月、さぬき市市民部生活環境課）によると、さぬき市本来の自然植生は照葉樹林であり、人の手が入らない社寺林や沢筋には、ヤブツバキ、アラカシ、コジイなどがみられる。また、クスノキ、クロガネモチなどの巨木も多く残っており、県の天然記念物等に指定されている。

## ウ 貴重な動植物

「さぬき市環境基本計画 2016～2026」（平成 28 年 3 月、さぬき市市民部生活環境課）によると、さぬき市には、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」（平成 17 年 7 月 15 日条例第 44 号）の指定希少野生生物であるニッポンバラタナゴ及びカワバタモロコが生息している。ニッポンバラタナゴは、山際の小規模なため池とその下流域の河川などで生息が確認されている。また、カワバタモロコは、鴨部川水系の水路で生息が確認されている。

植物については、事業計画地及びその周辺に香川県指定天然記念物や香川の保存木は位置していない。





<p><b>凡例</b></p> <p><span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> 事業計画地</p> <p>トベラーウバメガシ群集</p> <p>コナラ群落(VII)</p> <p>アベマキコナラ群集</p> <p>アカメガシワエノキ群集</p> <p>ネズアカマツ群落</p> <p>クロマツ群落(VII)</p>	<p>クズ群落</p> <p>ススキ群団(VII)</p> <p>ヨシクラス</p> <p>塩沼地植生</p> <p>スギ・ヒノキ・サワラ植林</p> <p>竹林</p> <p>ゴルフ場・芝地</p> <p>路傍・空地雑草群落</p> <p>果樹園</p>	<p>畑雑草群落</p> <p>水田雑草群落</p> <p>放棄水田雑草群落</p> <p>市街地</p> <p>緑の多い住宅地</p> <p>造成地</p> <p>干拓地</p> <p>開放水域</p> <p>自然裸地</p>	<p>N W E S</p> <p>Scale 1:25,000</p> <p>0 200 400 600 800 1000m</p>
--	--	--	---

出典) 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査 自然環境調査Web-GIS」  
(環境省自然環境局生物多様性センター)

図3.1-5 植生図

※電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

## (6) 景観

### ア 景観資源の状況

事業計画地は大串半島に位置し、瀬戸内海を望む海岸景観となっている。事業計画地周辺の景観資源としては、表 3.1-4 に示すとおり、大串自然公園がある。また、「第 3 回自然環境保全基礎調査 香川県自然環境情報図」(平成元年発行、環境庁)によると、事業計画地周辺に海食崖の「大串の鼻」がある。

表 3.1-4 事業計画地周辺の景観資源

名称	概要
大串自然公園	瀬戸内海国立公園の一角である大串半島にある自然公園である。展望台からは正面に小豆島を始め、大小さまざまな島や航行する船を眺めることができる。初日の出の穴場スポットとしても人気である。

出典)「香川県さぬき市とりっぷ」(令和 2 年 3 月、一般社団法人 さぬき市観光協会)

### イ 主要な眺望点

事業計画地が位置する大串半島の高台から、瀬戸内海を一望することができる。小豆島やその他点在する島々のほか、夕日が沈む絶景が楽しめる。

(7) 自然災害

ア 過去の自然災害

事業計画地周辺のさぬき市海岸部は典型的な瀬戸内式気候で、降雨量は少なく気温の寒暖差は小さいが、過去に台風や集中豪雨による自然災害が発生している。

事業計画地周辺で発生した昭和以降の自然災害の概要は、表 3.1-5 に示すとおりである。

表 3.1-5 事業計画地周辺の自然災害の概要

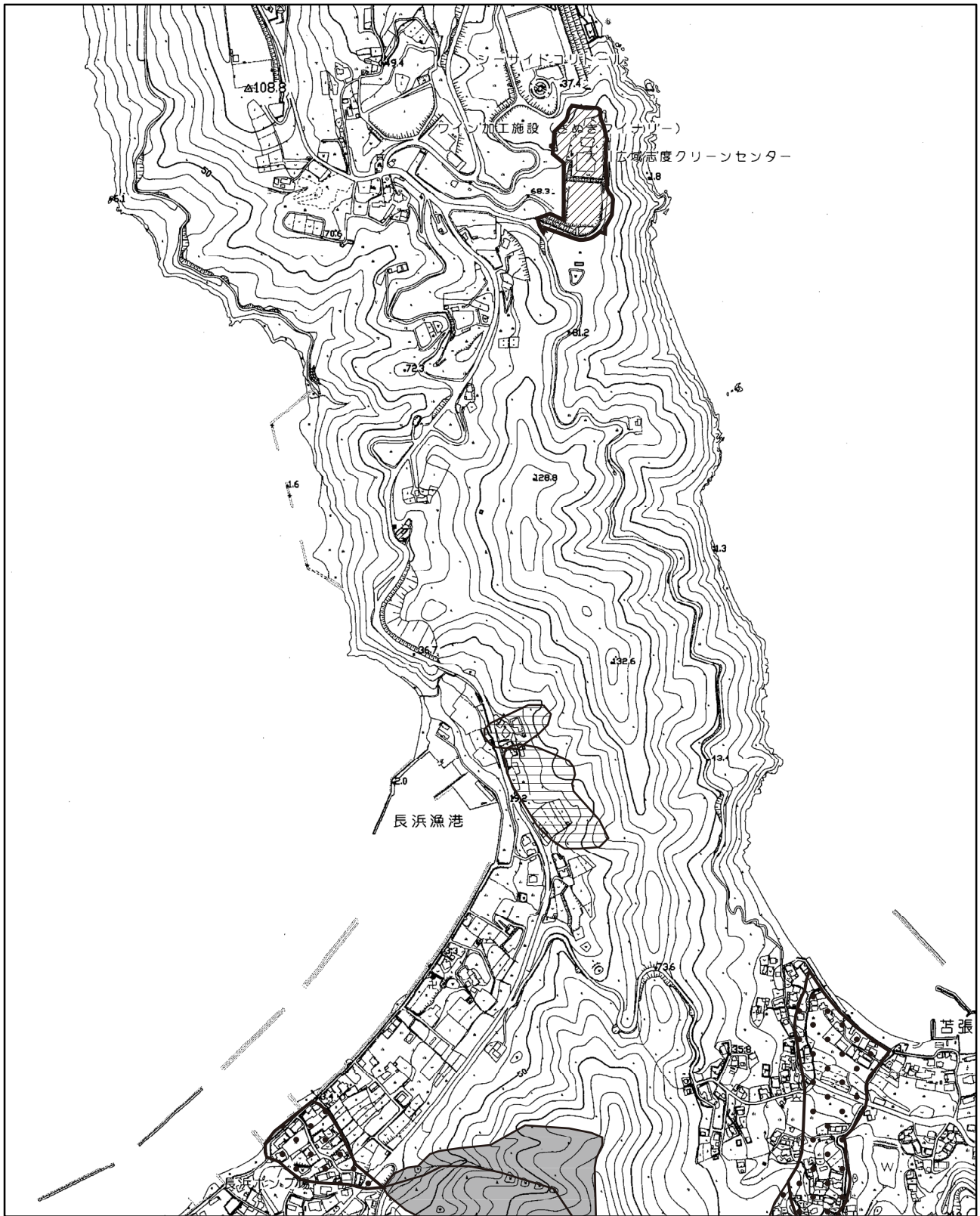
名称	概要
昭和 32 年 7 月の濃霧	昭和 32 年（1957）7 月 2 日 22 時 30 分頃、濃霧のため、志度町沖で機帆船（19 トン）が乗り上げ、浸水した。（高松海上保安部「海難資料」による）
昭和 36 年の集中豪雨 （旧志度町）	昭和 36 年（1961）10 月 25 日 19 時頃から雨が降り出し、翌日 2 時頃から未曾有の豪雨となった。各地区では山崩れ、河川の氾濫・決壊、ため池の決壊が相次ぎ、床上・床下浸水等の被害を続出した。6 時頃各所で増水氾濫していた河川のうち、藁屋付近の鴨部川右岸の堤の決壊の恐れが出てきたため、水防工法を行った。
昭和 40 年の台風 23 号 （旧志度町）	昭和 40 年（1965）9 月 9 日、午後 4 時頃から降り続いていた雨は、夜半に入ると激しさを増した。河川下流の海岸線沿線では満潮時も重なり、志度地区西部の今新町から塩屋地区までの 793 戸の床下浸水、中浜地区周辺で 155 戸の床上浸水、住宅の全壊 9 戸、半壊 29 戸、物置の全壊 26 戸、半壊 28 戸等の被害が出た。
昭和 49 年の台風 8 号 （旧志度町）	昭和 49 年（1974）7 月 6 日～7 日、引田町で 350 ミリに達する記録的な集中豪雨となった。志度町内の常時冠水地区である家屋密集地域で排水作業や土のう積み等を行い、浸水被害を最小限に食い止めた。
昭和 51 年の台風 17 号 （旧志度町）	昭和 51 年（1976）9 月 8 日から 13 日までの間に、降雨量は町役場で 663 ミリ、小田地区では 1,000 ミリを超した。町内各地で山崩れ、崖崩れ、河川・ため池の氾濫・決壊、道路の決壊等が発生した。被害は小田興津地区で死者 1 人、小田苦張地区と鴨庄横井地区で重傷者各 1 人、建物の全壊 11 世帯、半壊 10 世帯、床上浸水 384 世帯、床下浸水 1,470 世帯等に及んだ。
平成 16 年の台風 23 号 （さぬき市）	平成 16 年（2004）10 月 20 日午後 1 時頃、土佐清水市付近に上陸し、安芸市付近を通り大阪府泉佐野市に再上陸した。さぬき市では、20 日午後 2 時～3 時の最大時間降雨量が前山で 125 ミリ、大川で 91 ミリ、太郎兵衛で 90 ミリなどの記録的な集中豪雨となった。この集中豪雨により、さぬき市の被害は死者 5 人、家屋の全壊 22 棟、半壊 21 棟、床上浸水 1,274 棟、床下浸水 1,773 棟等に及んだ。

注) 町名は、災害発生当時のものを記載している。





出典)「四国災害アーカイブス」(一般社団法人 四国クリエイト協会)

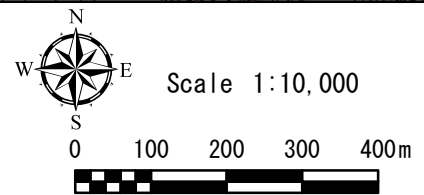
イ 土砂災害警戒区域

事業計画地周辺の土砂災害警戒区域指定区域図は、図 3.1-6 に示すとおりである。



凡例

-  事業計画地
-  土石流危険流域
-  土石流危険区域
-  急傾斜地崩壊危険箇所



出典)「土砂災害警戒区域指定区域図等の閲覧(さぬき市旧志度町)」  
(香川県ホームページ)

図3.1-5 土砂災害警戒区域

## 2 社会環境

### (1) 人口

大川広域行政組合の構成市であるさぬき市及び東かがわ市の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示すとおりである。

令和 3 年 12 月現在、さぬき市の人口は 46,561 人、世帯数は 20,751 世帯、東かがわ市の人口は 29,103 人、世帯数は 13,706 世帯となっている。

平成 29 年から令和 3 年にかけてみると、各市とも人口については減少傾向、世帯数については概ね横ばいで推移している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

市名	年次	人口（人）			世帯数 （世帯）
		男	女	計	
さぬき市	平成 29 年	23,793	25,719	49,512	20,859
	平成 30 年	23,487	25,381	48,868	20,878
	令和元年	23,130	24,991	48,121	20,866
	令和 2 年	22,733	24,577	47,310	20,803
	令和 3 年	22,360	24,201	46,561	20,751
東かがわ市	平成 29 年	14,960	16,524	31,484	14,005
	平成 30 年	14,726	16,216	30,942	13,898
	令和元年	14,355	15,879	30,234	13,820
	令和 2 年	14,084	15,600	29,684	13,801
	令和 3 年	13,805	15,298	29,103	13,706

注) さぬき市：各年 12 月 31 日現在、東かがわ市：各年 12 月 1 日現在

出典) 「地区別住基人口集計表」(さぬき市ホームページ)

「市の人口等」(東かがわ市ホームページ)

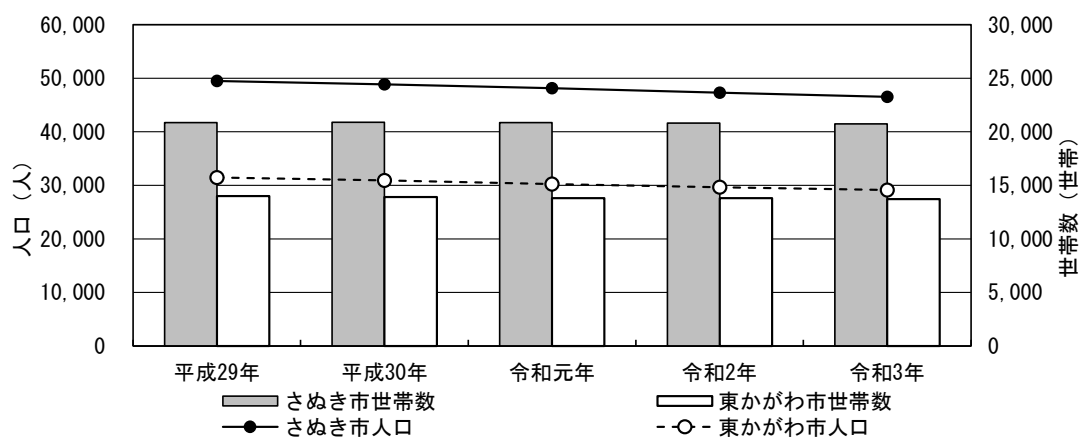


図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

また、さぬき市における令和3年地区別人口及び世帯数は、表3.2-2に示すとおりである。

令和3年12月31日現在、事業計画地が位置する小田の人口及び世帯数は、947人、469世帯となっている。

表3.2-2 地区別人口及び世帯数（さぬき市）

（令和3年12月31日現在）

地区	人口（人）			世帯数 （世帯）
	男性	女性	合計	
津田	2,700	3,107	5,807	2,737
大川	2,471	2,739	5,210	2,289
志度	8,910	9,351	18,261	8,407
小田	458	489	947	469
寒川	2,385	2,652	5,037	2,078
長尾	5,894	6,352	12,246	5,240
合計	22,360	24,201	46,561	20,751

出典）「地区別住基人口集計表」（さぬき市ホームページ）

## (2) 産業

さぬき市及び東かがわ市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3.2-3 に示すとおりである。

さぬき市における平成 28 年の産業別事業所数及び従業者数は、1,971 事業所及び 17,778 人である。事業所数は卸売業、小売業が最も多く 476 事業所、次いで製造業の 260 事業所となっている。従業者数は、製造業が最も多く 5,302 人、次いで卸売業、小売業の 3,148 人となっている。

東かがわ市における平成 28 年の産業別事業所数及び従業者数は、1,454 事業所及び 12,403 人である。事業所数は卸売業、小売業が最も多く 364 事業所、次いで製造業の 264 事業所となっている。従業者数は製造業が最も多く 4,509 人、次いで卸売業、小売業の 2,355 人となっている。

表 3.2-3 産業別事業所数及び従業者数

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

産業分類	さぬき市		東かがわ市	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
計	1,971	17,778	1,454	12,403
農林漁業	35	417	29	487
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	225	1,060	131	669
製造業	260	5,302	264	4,509
電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	1	31
情報通信業	3	8	4	8
運輸業、郵便業	46	821	22	414
卸売業、小売業	476	3,148	364	2,355
金融業、保険業	26	312	25	203
不動産業、物品賃貸業	60	270	37	66
学術研究、専門・技術サービス業	65	255	40	118
宿泊業、飲食サービス業	213	1,144	156	734
生活関連サービス業、娯楽業	187	736	136	488
教育、学習支援業	56	430	25	78
医療、福祉	157	2,436	116	1,829
複合サービス事業	26	370	15	150
サービス業（他に分類されないもの）	135	1,065	89	264
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	—	—

注) 産業分類別の「公務」については調査対象外である。

出典)「統計年鑑【令和 2 年刊行】」(香川県ホームページ)

## ア 農業

さぬき市及び東かがわ市の農家数及び経営耕地面積は、表 3.2-4 及び表 3.2-5 に示すとおりである。

さぬき市における平成 27 年の農家数の総数は 2,921 戸であり、自給農家が 986 戸、専業が 592 戸、農業を主とする第 1 種兼業が 55 戸、農業を従とする第 2 種兼業が 1,288 戸となっている。東かがわ市における平成 27 年の農家数の総数は 1,586 戸であり、自給農家が 573 戸、専業が 346 戸、第 1 種兼業が 73 戸、第 2 種兼業が 594 戸となっている。

また、さぬき市及び東かがわ市における平成 27 年の経営耕地面積の合計はさぬき市では 185,341a、東かがわ市では 103,296a となっている。各市とも、田が最も多くさぬき市では 172,562a、東かがわ市では 98,588a となっている。

平成 17 年から平成 27 年にかけてみると、各市とも農家数、経営耕地面積ともに減少傾向にある。

表 3.2-4 農家数

市名	年次	総数 (戸)	自給 農家 (戸)	販売農家 (戸)				
				合計	専業	兼業		
						計	第 1 種	第 2 種
さ ぬ き 市	平成 17 年	3,642	1,020	2,622	503	2,119	129	1,990
	平成 22 年	3,197	883	2,314	574	1,740	155	1,585
	平成 27 年	2,921	986	1,935	592	1,343	55	1,288
東 か が わ 市	平成 17 年	2,152	671	1,481	353	1,128	156	972
	平成 22 年	1,816	572	1,244	372	872	107	765
	平成 27 年	1,586	573	1,013	346	667	73	594

注) 1. 数値は、各年 2 月 1 日現在の値を示す。

2. 「販売農家」とは、経営耕地面積が 30a 以上、または調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 50 万以上の農家を示す。

出典) 「農林業センサス」(香川県ホームページ)

表 3.2-5 経営耕地面積

市名	年次	経営耕地面積 (a)			
		計	田	畑	樹園地
さ ぬ き 市	平成 17 年	201,261	186,515	10,121	4,625
	平成 22 年	200,263	184,378	11,964	3,921
	平成 27 年	185,341	172,562	9,506	3,273
東 か が わ 市	平成 17 年	119,444	112,550	5,820	1,074
	平成 22 年	113,658	106,931	5,680	1,047
	平成 27 年	103,296	98,588	4,066	642

注) 数値は、各年 2 月 1 日現在の値を示す。

出典) 「農林業センサス」(香川県ホームページ)



## イ 水産業

さぬき市及び東かがわ市の漁業経営体は、表 3.2-6 に示すとおりである。

さぬき市における平成 30 年の漁業経営体数の総数は 111 経営体で、個人が 106 経営体、会社が 5 経営体となっている。

東かがわ市における平成 30 年の漁業経営体数の総数は 115 経営体で、個人が 99 経営体、会社が 16 経営体となっている。

平成 20 年から平成 30 年にかけて、各市とも漁業経営体総数は減少傾向にある。

表 3.2-6 漁業経営体

項目		さぬき市			東かがわ市		
		平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
経営体数 (経営体)	総数	177	142	111	164	155	115
	個人経営体	172	139	106	144	137	99
	会社	2	2	5	19	18	16
	漁業協同組合	—	—	—	—	—	—
	漁業生産組合	—	—	—	—	—	—
	共同経営	3	1	—	1	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

注) 数値は、各年 11 月 1 日現在の値を示す。

出典)「漁業センサス(海面漁業に関する統計)」(e-Stat(政府統計の総合窓口))

## ウ 工業

さぬき市及び東かがわ市の従業員 4 人以上の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 3.2-7 に示すとおりである。

さぬき市における令和 2 年の事業所数の総数は 123 事業所、従業者数は 4,652 人、製造品出荷額等は 19,579,731 万円となっている。

東かがわ市における令和 2 年の事業所数の総数は 79 事業所、従業者数は 3,840 人、製造品出荷額等は 11,848,269 万円となっている。

表 3.2-7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

市名	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
さぬき市	平成 30 年	128	4,852	17,846,548
	令和元年	123	4,732	19,487,179
	令和 2 年	123	4,652	19,579,731
東かがわ市	平成 30 年	87	3,786	12,218,610
	令和元年	86	3,899	12,267,979
	令和 2 年	79	3,840	11,848,269

注) 数値は、各年 12 月 31 日現在の値を示す。

出典)「香川県の工業(平成 30、令和元、2 年版) 確報」(香川県ホームページ)

また、さぬき市における令和2年の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業員4人以上）は、表3.2-8に示すとおりである。

産業中分類別にみると、事業所数は金属製品製造業が22事業所、従業者数は生産用機械器具製造業が891人、製造品出荷額等は生産用機械器具製造業が9,235,813万円と最も多くなっている。

表 3.2-8 産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和2年）

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
産業計	123	4,652	19,579,731
食料品	20	827	1,527,833
飲料・飼料	1	8	X
繊維	9	162	158,846
木材	6	316	1,810,052
家具	3	42	40,296
パルプ・紙	—	—	—
印刷	6	121	357,505
化学	—	—	—
石油・石炭	—	—	—
プラスチック	6	103	138,785
ゴム	4	380	1,188,175
皮革	6	65	X
窯業・土石	4	93	319,386
鉄鋼	2	131	X
非鉄	2	251	X
金属	22	422	795,986
はん用機械	8	451	1,496,788
生産用機械	8	891	9,235,813
業務用機械	1	84	X
電子部品	—	—	—
電気機械	—	—	—
情報通信	—	—	—
輸送用機械	8	152	521,007
その他	7	153	189,667

注) 1.数値は、12月31日現在の値を示す。

2.「X」は数値が秘匿されているものを示す。

3.総数は、「X」を含む。

出典)「香川県の工業（令和2年版）確報」（香川県ホームページ）

## エ 商業

さぬき市及び東かがわ市の商店数、従業者数及び年間商品販売額は、表 3.2-9 に示すとおりである。

さぬき市における平成 28 年の商店数は、卸売業が 62 事業所、小売業が 353 事業所、従業者数は、卸売業が 396 人、小売業が 2,240 人、年間商品販売額は、卸売業が 25,878 百万円、小売業が 35,405 百万円となっている。

東かがわ市における平成 28 年の商店数は、卸売業が 53 事業所、小売業が 235 事業所、従業者数は、卸売業が 494 人、小売業が 1,475 人、年間商品販売額は、卸売業が 16,504 百万円、小売業が 29,345 百万円となっている。

表 3.2-9 商店数、従業者数及び年間商品販売額

市名	年次		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
さぬき市	平成 24 年	合計	429	2,279	52,877
		卸売業	63	283	22,436
		小売業	366	1,996	30,441
	平成 26 年	合計	393	2,509	55,640
		卸売業	66	377	23,064
		小売業	327	2,132	32,576
	平成 28 年	合計	415	2,636	61,283
		卸売業	62	396	25,878
		小売業	353	2,240	35,405
東かがわ市	平成 24 年	合計	313	1,798	36,233
		卸売業	55	454	14,585
		小売業	258	1,344	21,648
	平成 26 年	合計	294	1,796	42,782
		卸売業	57	424	18,932
		小売業	237	1,372	23,849
	平成 28 年	合計	288	1,969	45,849
		卸売業	53	494	16,504
		小売業	235	1,475	29,345

注) 数値は、平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年 6 月 1 日現在。

出典) 平成 24、28 年「経済センサスー活動調査」(経済産業省ホームページ)

平成 26 年「商業統計」(経済産業省ホームページ)

### (3) 土地利用

#### ア 地目別面積

さぬき市及び東かがわ市の地目別民有地面積は、表 3.2-10 に示すとおりである。  
 平成 31 年 1 月 1 日現在、各市とも山林が最も多く、さぬき市では全体の 54.0%、東かがわ市では全体の 58.1%を占めている。次いで田がさぬき市では 23.6%、東かがわ市では 22.1%を占めている。

表 3.2-10 地目別民有地面積

(平成 31 年 1 月 1 日現在)

区分	さぬき市		東かがわ市	
	面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)
計	102,319,702	100.0	70,034,503	100.0
田	24,147,882	23.6	15,461,574	22.1
畑	6,438,399	6.3	3,650,724	5.2
宅地	11,369,555	11.1	7,891,376	11.3
山林	55,222,195	54.0	40,692,728	58.1
鉱泉地	—	—	—	—
牧場	—	—	8,157	0.0
原野	182,621	0.2	495,897	0.7
池沼	20,131	0.0	—	—
雑種地	4,938,919	4.8	1,834,047	2.6

注) 市町の土地課税台帳及び補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地を除く。  
 出典)「統計年鑑【令和 2 年刊行】」(香川県ホームページ)

#### イ 土地利用の状況

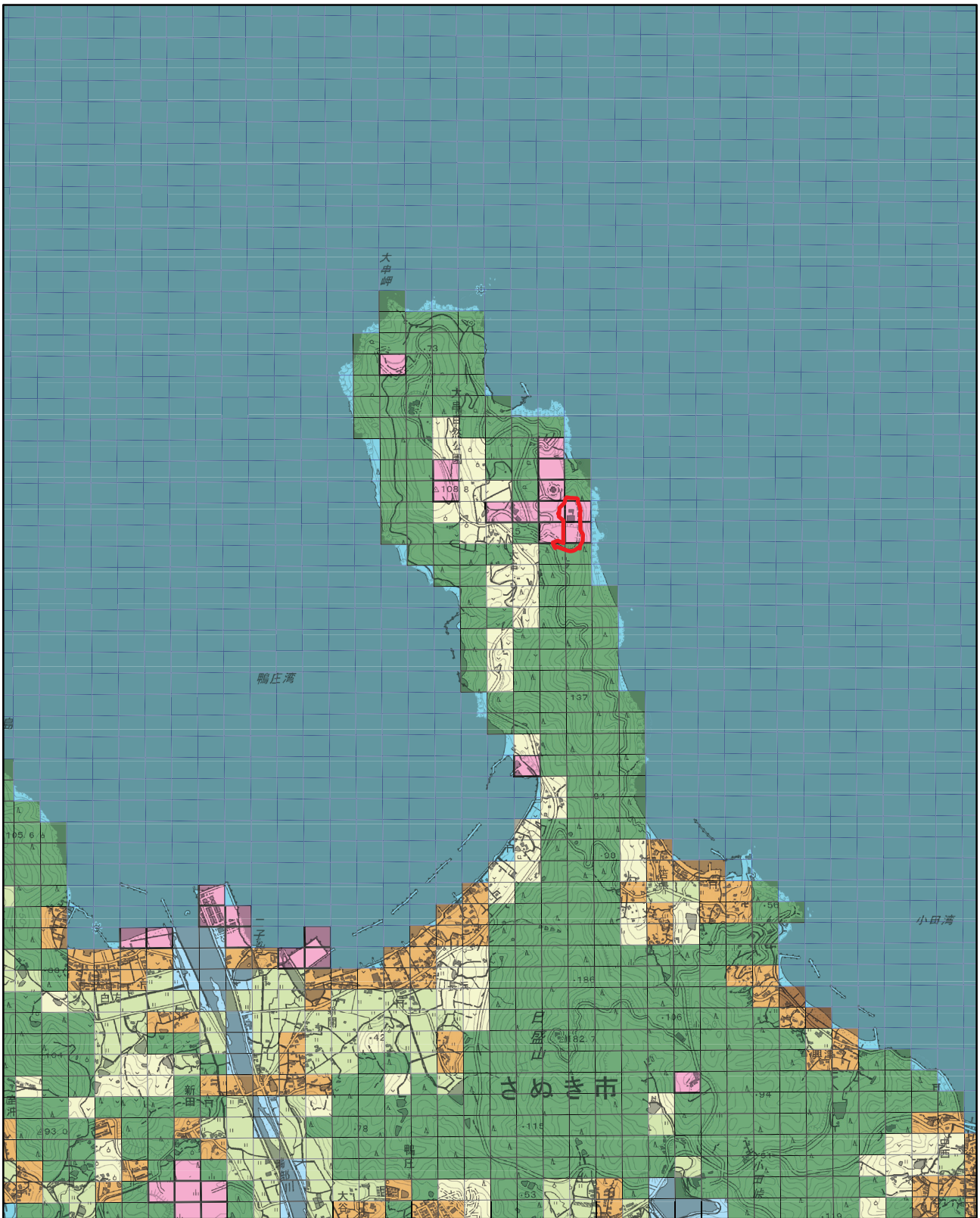
事業計画地及びその周辺の土地利用現況図は、図 3.2-2 に示すとおりである。  
 事業計画地及びその周辺は、主にその他の用地及び森林となっている。また、事業計画地全域が森林地域に指定されている。

#### ウ 用途地域の指定状況










事業計画地及びその周辺は、都市計画区域外であり、用途地域の指定はされていない。

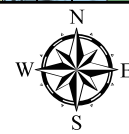
#### エ 環境保全上留意すべき施設

事業計画地周辺には、学校、病院等の環境保全上留意すべき施設は位置していない。



凡例

- |   |   |   |
|---|---|---|
|  事業計画地   |  建物用地    |  海浜  |
|  田       |  その他の用地  |  海水域 |
|  その他の農用地 |  河川地及び湖沼 |   |
|  森林      |   |   |



Scale 1:25,000

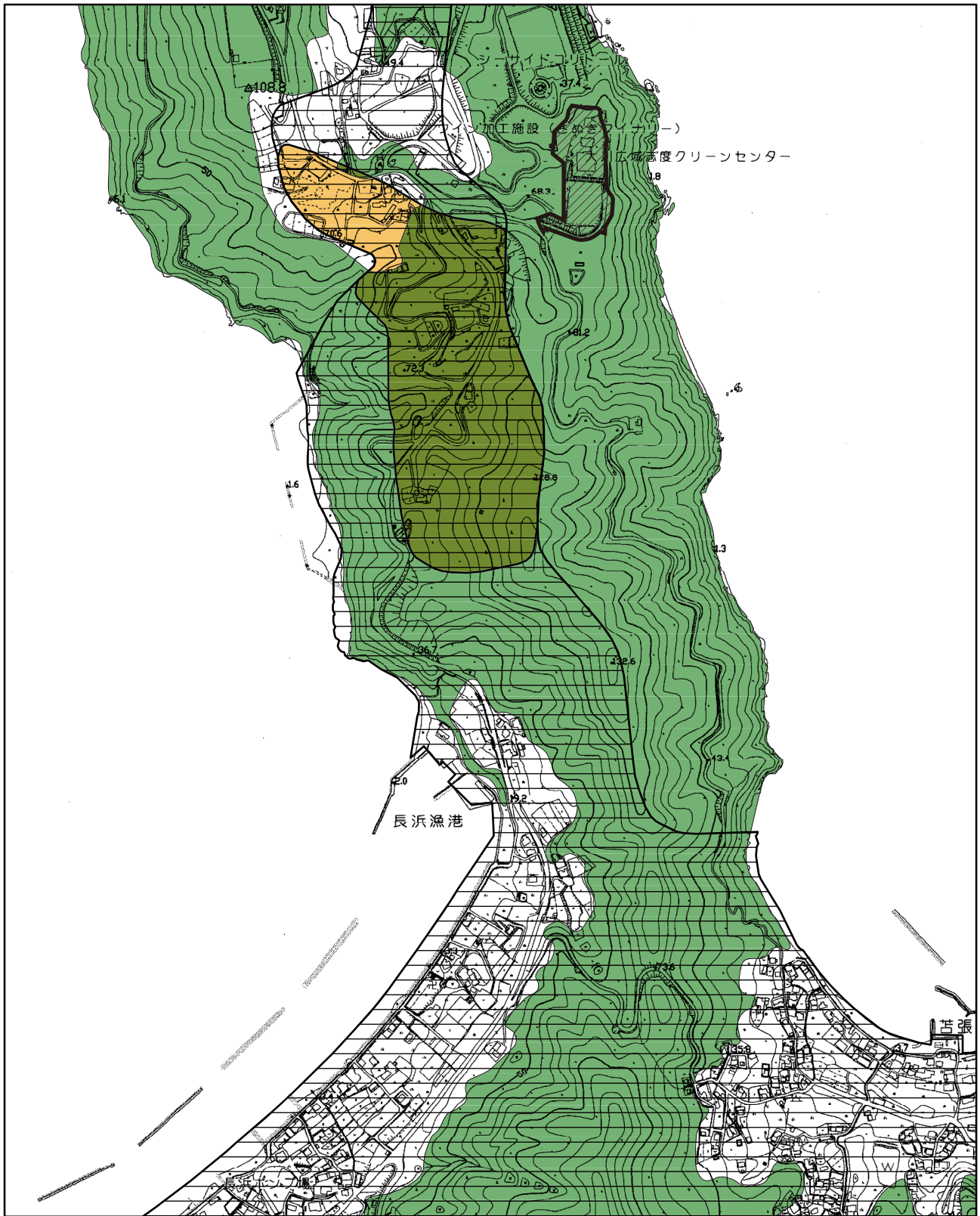
0 200 400 600 800 1000m




図3.2-2 (1) 土地利用現況図

出典)「国土数値情報 土地利用細分メッシュ (平成28年度)」  
(国土交通省ホームページ)

※電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成



凡例

-  事業計画地
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域



出典)「国土数値情報 農業地域、森林地域 (平成 27 年度)」  
 (国土交通省ホームページ)

図3.2-2 (2) 土地利用現況図

#### (4) 交通

事業計画地周辺における主要道路は、図 3.2-3 に示すとおりである。

事業計画地周辺には、一般県道である大串志度線、大串鴨部線及び志度小田津田線がある。

事業計画地周辺の交通量を表 3.2-11 に示す。事業計画地南西側に位置する一般県道大串志度線の 24 時間交通量の推定値は、1,186 台である。

表 3.2-11 事業計画地周辺の交通量

路線名	交通量 調査単位 区間番号	観測 区分	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)
一般県道大串志度線	60220	12 時間	908	72	980	7.3
		24 時間	1,082	104	1,186	8.8
一般県道志度小田津田線	60260	12 時間	2,231	112	2,343	4.8
		24 時間	2,577	188	2,765	6.8
一般県道大串鴨部線	60280	12 時間	198	15	213	6.9
		24 時間	217	15	232	6.5

注) 1. 12 時間交通量は、7 時～19 時の観測結果。

2. 「数値」は当該区間の交通量が非観測で、推定値であることを示す。

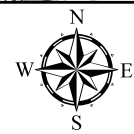
3. 大型車混入率 = 大型車交通量 / 合計交通量 × 100

出典) 「全国道路・街路交通情勢調査 平成 27 年度」(香川県土木部道路課ホームページ)



凡 例

- 事業計画地
- 一般県道



Scale 1:25,000

0 200 400 600 800 1000m



出典)「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省ホームページ)

図3.2-3 交通網図

※電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成



(5) 文化財

さぬき市及び東かがわ市における文化財の状況は、表 3.2-12 に示すとおりである。  
 さぬき市で最も多いのは史跡の 29 件であり、次いで彫刻の 20 件となっている。また、東かがわ市で最も多いのは、建造物の 34 件、次いで彫刻の 22 件となっている。

表 3.2-12 文化財の状況

市名	区分	総数	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物		
			建造物	美術工芸品					有形	無形		史跡	名勝	天然記念物		
				絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書							考古資料	歴史資料
さぬき市	総数	108	19	8	20	4	2	2	7	1	2	1	6	29	1	6
	国指定	重要文化財	17	4	3	4		1	1					4		
	県指定	—	21	2		4	3	1		1	2	1	1	1		5
	市指定	—	67	10	5	12	1		1	6	1		5	24	1	1
	国登録	—	3	3												
東かがわ市	総数	121	34	8	22	7	6	7	3	5	1	3	7	10		8
	国指定	国宝	1				1									
	国指定	重要文化財	15		2	7	2	2								2
	県指定	—	18	1	4	6	2						2	1		2
	市指定	—	66	12	2	9	3	3	7	3	5	1	3	5	9	4
	国登録		21	21												

注) さぬき市：令和3年6月1日現在。東かがわ市：令和4年1月掲載時点。

出典) 「指定文化財の概要」(さぬき市ホームページ)、「文化財」(東かがわ市ホームページ)より作成

(6) 廃棄物

ア し尿

さぬき市及び東かがわ市のし尿の処理状況は、表 3.2-13 に示すとおりである。

さぬき市における令和元年度の処理状況は合計 6,602kL で、内訳はし尿が 1,257kL、浄化槽汚泥が 5,329kL、自家処理量が 16kL となっている。

東かがわ市における令和元年度の処理状況は合計 6,046kL で、内訳はし尿が 1,621kL、浄化槽汚泥が 4,425kL、自家処理量が 0kL となっている。

表 3.2-13 し尿の処理状況

単位：kL

市名	年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
さぬき市	合計	6,674	6,817	6,881	7,022	6,602
	し尿	1,602	1,540	1,462	1,415	1,257
	浄化槽汚泥	4,960	5,172	5,399	5,590	5,329
	自家処理量	112	105	20	17	16
東かがわ市	合計	6,341	5,942	5,914	6,056	6,046
	し尿	1,994	1,940	1,802	1,692	1,621
	浄化槽汚泥	4,347	4,002	4,112	4,364	4,425
	自家処理量	0	0	0	0	0

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 27～令和元年度」(環境省ホームページ)

イ ごみ処理

さぬき市及び東かがわ市のごみ処理量は、表 3.2-14 に示すとおりである。

さぬき市における令和元年度のごみ処理量は合計 14,749t で、内訳は直接焼却量が 13,471t、焼却以外の中間処理量が 445t、直接資源化量が 833t となっている。

東かがわ市における令和元年度のごみ処理量は合計 9,651t で、内訳は直接焼却量が 9,026t、焼却以外の中間処理量が 75t、直接資源化量が 550t となっている。

表 3.2-14 ごみの処理状況

市名	年 度	ごみ処理量 (t)				
		合 計	直接焼却量	直接最終 処分量	焼却以外の 中間処理量	直接 資源化量
さぬき市	平成 27 年度	15,958	14,200	0	531	1,227
	平成 28 年度	15,504	13,866	0	521	1,117
	平成 29 年度	15,125	13,664	0	470	991
	平成 30 年度	14,864	13,462	0	447	955
	令和元年度	14,749	13,471	0	445	833
東かがわ市	平成 27 年度	10,190	9,256	0	81	853
	平成 28 年度	10,015	9,218	0	77	720
	平成 29 年度	9,794	9,044	0	72	678
	平成 30 年度	9,758	9,073	0	71	614
	令和元年度	9,651	9,026	0	75	550

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 27～令和元年度」(環境省ホームページ)

(7) 関連施設

事業計画地及びその周辺の下水道整備状況は、図 3.2-4 に示すとおりである。  
事業計画地は公共下水道の整備区域外である。



出典)「香川県下水道管内図」(香川県ホームページ)

図 3.2-4 事業計画地周辺の下水道管内図

### 3 生活環境

#### (1) 大気汚染

事業計画地周辺の大気汚染常時監視局としては、一般環境大気測定局の東讃保健福祉事務所測定局（さぬき市津田町津田 930 番地 2）及び東部運動公園測定局（高松市高松町 1350-4）が設置されている。令和 2 年度における各項目の測定結果は、表 3.3-1～表 3.3-6 に示すとおりである。

環境基準等の達成状況をみると、各測定局とも光化学オキシダントは環境基準を達成していないが、その他の項目は環境基準を達成している。

表 3.3-1 二酸化硫黄の測定結果（令和 2 年度）

測定局名	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を 超えた 時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上 連続したこと の有無	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が 0.04ppm を 超えた日数	環境基準 (達成○ 非達成×)	
							長期的 評価	短期的 評価
	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)		(日)		
東讃保健福祉事務所	0.001	0	0	0.002	無	0	○	○
東部運動公園	0.001	0	0	0.002	無	0	○	○

出典)「令和 2 年度 大気汚染調査結果」(香川県ホームページ)

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

表 3.3-2 二酸化窒素の測定結果（令和 2 年度）

測定局名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )					環境基準 (達成○ 非達成×)
	年平均値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数	日平均値の 年間 98% 値	98% 値評価に よる日平均値 が 0.06ppm を 超えた日数	
	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	(日)	
東讃保健福祉事務所	0.007	0	0	0.019	0	○
東部運動公園	0.005	0	0	0.013	0	○

出典)「令和 2 年度 大気汚染調査結果」(香川県ホームページ)

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

表 3.3-3 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果（令和 2 年度）

測定局	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )			
	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値の 年間 98% 値	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値の 年間 98% 値	$\frac{NO_2}{NO + NO_2}$
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
東讃保健福祉事務所	0.002	0.082	0.006	0.009	0.103	0.025	82.8
東部運動公園	0.001	0.030	0.003	0.006	0.055	0.016	87.1

出典)「令和 2 年度 大気汚染調査結果」(香川県ホームページ)

表 3.3-4 光化学オキシダントの測定結果（令和2年度）

測定局名	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm 以上の日数と時間数		環境基準 (達成○ 非達成×)
	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
東讃保健 福祉事務所	0.035	68	305	0	0	×
東部運動 公園	0.037	76	446	0	0	×

出典)「令和2年度 大気汚染調査結果」(香川県ホームページ)  
環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

表 3.3-5 浮遊粒子状物質の測定結果（令和2年度）

測定局名	年 平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2日以上 連続したこ との有無	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超 えた日数		環境基準 (達成○・非達成×)	
						(日)	(日)	長期的 評価	短期的 評価
	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )		(日)			
東讃保健 福祉事務所	0.014	0	0	0.041	無	0	○	○	
東部運動 公園	0.014	0	0	0.043	無	0	○	○	

出典)「令和2年度 大気汚染調査結果」(香川県ホームページ)  
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

表 3.3-6 微小粒子状物質の測定結果（令和2年度）

測定局名	年平均値	1時間値が 35.0μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日平均値の 年間98%値	98%値評価に よる日平均値 が35.0μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	環境基準 (達成○・非達成×)	
					長期的 評価	短期的 評価
	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)		
東讃保健 福祉事務所	9.3	2	25.4	0	○	○
東部運動 公園	8.4	1	23.8	0	○	○

出典)「令和2年度 大気汚染調査結果」(香川県ホームページ)  
環境基準：年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること。

(2) 水質

ア 河川

事業計画地周辺に河川の水質測定地点はないが、事業計画地から南西側約 2.4km に河口がある鴨部川には、鴨部川橋及び井戸橋に測定地点がある。

鴨部川橋及び井戸橋における河川の水質の測定結果は、表 3.3-7 に示すとおりである。

令和 2 年度の水質測定結果をみると、各地点とも大腸菌群数は環境基準を達成しなかったが、その他の項目は環境基準を達成している。

表 3.3-7 (1) 河川の水質測定結果 (令和 2 年度)

項目	鴨部川		環境基準
	鴨部川橋		
カドミウム (mg/L)	<0.0003		0.003mg/L 以下
全シアン (mg/L)	<0.1		検出されないこと
鉛 (mg/L)	<0.005		0.01mg/L 以下
六価クロム (mg/L)	<0.02		0.05mg/L 以下
砒素 (mg/L)	<0.005		0.01mg/L 以下
総水銀 (mg/L)	<0.0005		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀 (mg/L)	<0.0005		検出されないこと
PCB (mg/L)	<0.0005		検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002		0.02mg/L 以下
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002		0.002mg/L 以下
チウラム (mg/L)	<0.0006		0.006mg/L 以下
シマジン (mg/L)	<0.0003		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002		0.02mg/L 以下
ベンゼン (mg/L)	<0.001		0.01mg/L 以下
セレン (mg/L)	<0.002		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.58		10mg/L 以下
ふっ素 (mg/L)	0.24		0.8mg/L 以下
ほう素 (mg/L)	<0.1		1mg/L 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005		0.05mg/L 以下

出典)「公共用水域水質測定結果 (令和 2 年度)」(香川県ホームページ)

表 3.3-7 (2) 河川の水質測定結果 (令和 2 年度)

項目	鴨部川 (A 類型)		環境基準 (A 類型)
	鴨部川橋	井戸橋	
pH	7.2~7.8		6.5 以上 8.5 以下
BOD (平均値) (mg/L)	1.6	1.0	—
BOD (75% 値) (mg/L)	1.8	1.1	2 以下
SS (平均値) (mg/L)	8	9	25 以下
DO (平均値) (mg/L)	11	9.4	7.5 以上
大腸菌群数 (平均値) (MPN/100mL)	37,000	24,000	1,000 以下
全窒素 (mg/L)	1.6	—	—
全磷 (mg/L)	0.22	—	—

注) 平均値: 日間平均値の年平均値、75% 値: 日間平均値の年間 75% 値

出典)「公共用水域水質測定結果 (令和 2 年度)」(香川県ホームページ)

## イ 海域

事業計画地周辺に海域の水質測定地点はないが、事業計画地西側約 4.3km の東讃海域に測定地点 T-4 がある。

T-4 地点における海域の水質の測定結果は表 3.3-8 に示すとおりである。

令和 2 年度の水質測定結果をみると、COD は環境基準を達成しなかったが、その他の項目は環境基準を達成している。

表 3.3-8 (1) 海域の水質測定結果 (令和 2 年度)

項目		東讃海域 (A 類型)			環境基準 (A 類型)	
		T-4				
		0.5m	2.0m	全層		
生活環境項目	pH	—	8.0~8.2	8.0~8.2	8.0~8.2	7.8 以上 8.3 以下
	COD (平均値) (mg/L)		2.3	2.1	2.2	—
	COD (75%値) (mg/L)		2.3	2.3	2.4	2 以下
	DO (平均値) (mg/L)		8.3	8.2	8.2	7.5 以上
	大腸菌群数 (平均値) (MPN/100mL)		670	—	670	1,000 以下
	n-ヘキササン抽出物質 (mg/L)		<0.5	—	<0.5	検出されないこと

注) 1. 0.5m、2m、全層は、採取水深を示す。

2. 平均値: 日間平均値の年平均値、75%値: 日間平均値の年間 75%値  
出典) 「公共用水域水質測定結果 (令和 2 年度)」 (香川県ホームページ)

表 3.3-8 (3) 海域の水質測定結果 (令和 2 年度)

項目		東讃海域 (II 類型)		環境基準 (II 類型)
		T-4		
		表層		
生活環境項目	全窒素 (平均値) (mg/L)		0.19	0.3 以下
	全磷 (平均値) (mg/L)		0.030	0.03 以下

注) 1. 表層は、採取水深を示す。

2. 平均値: 日間平均値の年平均値  
出典) 「公共用水域水質測定結果 (令和 2 年度)」 (香川県ホームページ)

### (3) 土壌汚染

香川県では、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づき、要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定している。事業計画地が位置するさぬき市には、要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された区域はない。

### (4) 騒音

令和2年度に香川県内の一般地域34地点において行われた騒音測定結果によると、環境基準達成率は100%であった。また、自動車交通騒音に係る環境基準の達成状況を把握するために実施された香川県内の8市2町の幹線交通を担う道路(国道、県道、4車線以上の市町道)に面する地域の面的評価では、事業計画地が位置するさぬき市の環境基準達成率は、99.6%であった。

### (5) 地盤沈下

「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」(令和3年3月、環境省水・大気環境局)によると、事業計画地が位置するさぬき市では地盤沈下が認められた地域はない。



#### 4 環境関係法令等による規制等の状況

##### (1) 環境関連諸法令に基づく指定状況

###### ア 自然公園法に基づく地域地区の指定状況

「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く)内に、特別地域を指定することができることとされている。指定された地域ごとに、工作物の新築や木材の伐採等の行為に規制がかけられ、その行為を行う者は届出等の手続きを必要とされている。地種区分は、表 3.4-1 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は第 2 種特別地域及び普通地域の指定を受けており、表 3.4-2 に示す行為は環境大臣の許可が必要とされている(ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は表 3.4-2 第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない)。また、さぬき市では表 3.4-3 に示す保全対象が指定されている。

事業計画地及びその周辺の自然公園位置を図 3.4-1 に示す。

表 3.4-1 国立・国定公園の地種区分

地種区分		概要	規制される行為
特別地域	特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域	許可制
	第 1 種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	許可制
	第 2 種特別地域	第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域	許可制
	第 3 種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制
普通地域		特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域	届出制

出典)「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号) 「自然公園法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 41 号)  
「国立公園について」(環境省ホームページ)

表 3.4-2 特別地域において許可が必要な行為

一	工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
二	木竹を伐採すること。
三	環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
四	鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
五	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
六	環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
七	広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
八	屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
九	水面を埋め立て、又は干拓すること。
十	土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
十一	高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
十二	環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
十三	山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
十四	環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
十五	屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
十六	湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
十七	道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
十八	前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。

出典)「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)

表 3.4-3 瀬戸内海国立公園内の指定状況(さぬき市)

保全対象	概要
津田の松原	樹齢数百年の松が、面積約 10ha、長さ 1km にわたって生育し、地域の協力により保護されている。「日本の渚・百選」にも選定されており、白砂青松の海岸として地域を代表する景観を呈する。 (第 2 種特別地域)

出典)「瀬戸内海国立公園(香川県地域)管理計画書」(平成 15 年 3 月、環境省自然環境局山陽四国地区自然保護事務所)



凡 例

- 事業計画地
- 第2種特別地域
- 普通地域



Scale 1:25,000

0 200 400 600 800 1000m



図3.4-1 自然公園位置図

出典)「国立公園区域等」(環境省自然環境局生物多様センターホームページ)

※電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

## イ 自然環境保全法に基づく地域地区の指定状況

「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)は、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。環境大臣が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域と、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があり、香川県では「香川県自然環境保全条例」(昭和 49 年条例第 17 号)に基づき香川県自然環境保全地域 4 箇所(うち、さぬき市 1 箇所)及び香川県緑地環境保全地域 5 箇所(うち、さぬき市 1 箇所)、自然記念物 55 箇所(うち、さぬき市 2 箇所)が指定されている。指定地域の概要を表 3.4-4 に示す。

事業計画地及びその周辺は、いずれの地域にも該当しない。

表 3.4-4 香川県自然環境保全条例に基づく指定地域

区分	概要	指定箇所	面積 (ha)
香川県自然環境保全地域	将来にわたり継承していく必要がある天然林、希少な野生生物の生息地、湖沼、湿原、独特の自然の現象が生じている特異な地形・地質など、県土の優れた自然環境を保全する。	4 箇所	88.02
香川県緑地環境保全地域	生活環境を良好に保つ公益的な機能を持つ「樹林地」、「丘陵」、「海岸」、「湖沼」、「河川」を保全し、快適な生活環境を維持する。	5 箇所	188.79
香川県自然記念物	知事は、植物、地質、鉱物等で、住民に親しまれているもの、ゆい緒のあるもの又は学習的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを、将来にわたり保全する。	55 箇所	—

出典)「香川県自然環境保全条例」(昭和 49 年条例第 17 号)

## ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法により指定された自然海浜保全地区

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。香川県では、香川県自然海浜保全条例に基づき、香川県自然海浜保全地区の指定を行っている(瀬戸内海国立公園区域を除く)。この地区に指定される区域内では、工作物の新築などの一定の行為を行う場合、知事への届出が必要となる。

香川県には、23 箇所(うち、さぬき市 4 箇所)の香川県自然海浜保全地区が指定されている。

事業計画地及びその周辺には、香川県自然海浜保全地区はない。

(2) 公害関係諸法令に基づく指定状況及び規制基準

ア 大気質

(ア) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3.4-5に示すとおりである。

表 3.4-5 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典)「令和3年度版 香川県環境白書」(令和3年12月、香川県環境森林部環境政策課)

## イ 水質

### (ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.4-6 に、生活環境の保全に関する環境基準は表 3.4-7 (1) ～ (3) 及び表 3.4-8 (1) ～ (4) に示すとおりである。また、ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準は、表 3.4-9 に示すとおりである。

事業計画地周辺にある鴨部川の類型は A、東讃海域の類型は A 及び海域Ⅱに該当する。

表 3.4-6 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.4-7 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水 浴及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

- 注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
  - 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
  - 水産 3 級 : コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
  4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
  5. 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.4-7 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.4-8 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						
注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全 2. 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用 水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用 3. 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度						

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)



表 3.4-8 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1.基準値は、年間平均値とする。 2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。			

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.4-8 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生 生物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.4-8 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1.基準値は、日間平均値とする。 2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.4-9 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/L 以下
備考 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2.水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	

出典)「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

(イ) 規制基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)では、特定事業場から公共用水域に排出される排水について、表3.4-10に示す一律排水基準を定めている。有害物質についてはすべての特定事業場に、生活環境項目については日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。また、「香川県生活環境の保全に関する条例」(昭和46年香川県条例第1号)の規定により、表3.4-11に示す上乘せ排水基準が定められている。

表3.4-10 (1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(一律排水基準)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
ひ素及びその化合物	ひ素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの ほう素 230 mg/L 海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの ふっ素 15 mg/L 海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8 mg/L
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
	1.「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。 2.ひ素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(「温泉法」(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典)「令和3年度版 香川県環境白書」(令和3年12月、香川県環境森林部環境政策課)

表 3.4-10 (2) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準（一律排水基準）

項目	許容限度
水素イオン濃度	海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下 海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
リン含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典)「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)

表 3.4-11 「香川県生活環境の保全に関する条例」による上乘せ排水基準

項目	許容限度※
生物化学的酸素要求量 (BOD)	最大 30 mg/L、日間平均 20 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	最大 30 mg/L、日間平均 20 mg/L
浮遊物質 (SS)	最大 60 mg/L、日間平均 50 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	—
フェノール類含有量	—
※昭和 50 年 1 月 1 日以後に設置される特定事業場で、下水道整備地域以外の地域に所在するものうちし尿処理施設を設置するもの 備考 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの最大量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排出水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するものみに該当する工場又は事業場から排出される排出水については、この限りでない。	

出典) 「香川県生活環境の保全に関する条例」(昭和 46 年 3 月 20 日香川県条例第 1 号)

## ウ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.4-12 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表 3.4-13 に示すとおりである。

表 3.4-12 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2.カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4.有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典）「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

表 3.4-13 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</li> <li>3.環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</li> </ol>	

出典)「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

## エ 騒音

### (ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.4-14 に示すとおりである。  
事業計画地及びその周辺は、地域の類型は指定されていない。

表 3.4-14 騒音に係る環境基準

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
一般地域 (道路に面する 地域を除く 地域)	AA	—	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下
	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
道路に面する 地域	A地域のうち2車線以上の車線 を有する道路に面する地域		60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
	B地域のうち2車線以上の車線 を有する道路に面する地域 及び C地域のうち車線を 有する道路に面する地域		65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）※			70 デシベル 以下	65 デシベル 以下
備考				
1.工業専用地域については類型指定していない。				
2.車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。				
3.*個別の住居等音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。				
4.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。				
①「道路法」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道（市町道にあっては4車線以上の区間に限る。）				
②前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則」第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。				

出典)「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

「令和3年度版 香川県環境白書」(令和3年12月、香川県環境森林部環境政策課)



(イ) 規制基準

a 指定地域内における区域区分

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく指定区域内における区域区分は、表 3.4-15 及び図 3.4-2 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は、「用途地域が決定されていない地域」に該当する。

表 3.4-15 「騒音規制法」に基づく指定区域内における区域区分

特定工場等 区域区分	自動車騒音 区域区分	特定建設作業 騒音区域区分	都市計画法用途地域
第 1 種区域	a 区域	第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域			第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
	b 区域		第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	c 区域	第 2 号区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域が決定されていない地域
第 4 種区域			工業地域 工業専用地域
備考			
1. 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定している。			
2. 工業地域及び工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね 80m の区域は、第 1 号区域となっている。			
① 「学校教育法」第 1 条に規定する学校			
② 「児童福祉法」第 7 条第 1 項に規定する保育所			
③ 「医療法」第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの			
④ 「図書館法」第 2 条第 1 項に規定する図書館			
⑤ 「老人福祉法」第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム			

出典)「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)

b 特定工場等に関する規制基準

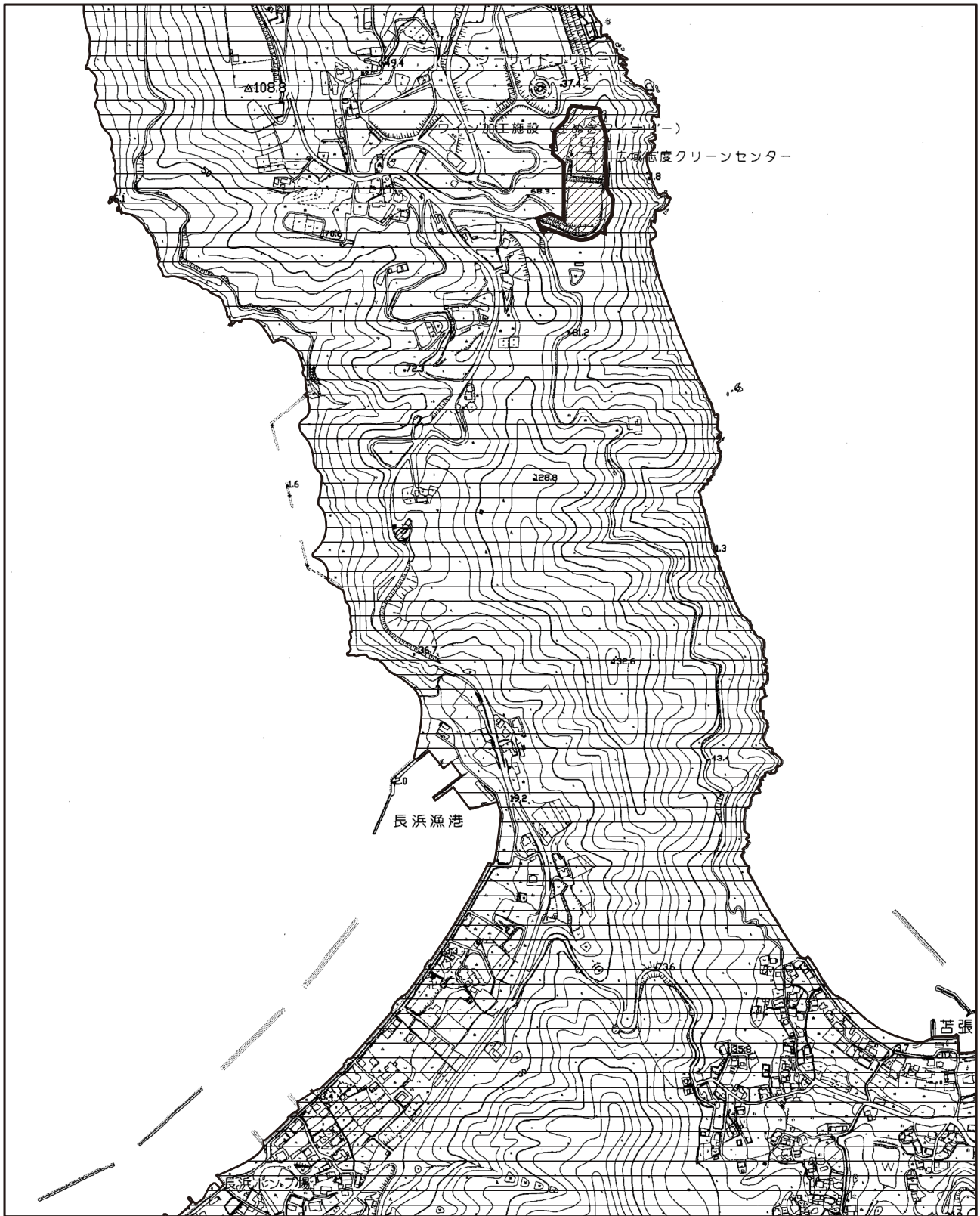
「騒音規制法」により、特定施設(工場・事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設)を設置する工場・事業場(「特定工場等」という。)を規制対象として、表 3.4-16 に示す規制基準が定められている。

事業計画地は、図 3.4-2 に示すとおり第 3 種区域に該当する。



表 3.4-16 「騒音規制法」に基づく規制基準

区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8 時～19 時	6 時～8 時、19 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考			
基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。			

出典)「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)



凡例

-  事業計画地
-  第3種区域



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



出典)「さぬき市・全域 騒音規制地域指定図」(平成24年さぬき市告示第55号)

図3.4-2 騒音規制地域図

c 特定建設作業騒音に係る規制

建設作業に伴って著しい騒音を発生する作業を、「騒音規制法」では「特定建設作業」とし、敷地境界線における騒音の大きさの基準や作業時間・作業日の制限等の規制が定められている。

騒音の特定建設作業及び規制基準は、表 3.4-17 及び表 3.4-18 に示すとおりである。事業計画地及びその周辺は、第 1 号区域に該当する。

表 3.4-17 「騒音規制法」の特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の移動距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機使用以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

出典）「騒音規制の概要」（令和元年 8 月、香川県環境森林部環境管理課）

表 3.4-18 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
騒音の大きさ	85 デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	19 時～翌日の 7 時	22 時～翌日の 6 時
1 日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日間を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	
備考	騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。	

出典）「令和 3 年度版 香川県環境白書」（令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課）

d 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めている。自動車騒音の要請限度は、表 3.4-19 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は、c 区域に該当する。

表 3.4-19 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考 上記に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルである。			

出典)「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)

## オ 振動

### (ア) 規制基準

#### a 指定地域内における区域区分

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく指定区域内における区域区分は、表 3.4-20 に示すとおりである。さぬき市は全域が指定区域外である。

表 3.4-20 「振動規制法」に基づく指定区域内における区域区分

特定工場等及び 道路交通振動の区域区分	特定建設作業 振動区域区分	都市計画法用途地域
第 1 種区域	第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 2 種区域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域
		第 2 号区域
備考		
1. 「都市計画法」の用途地域が定まっていない地域についても、上記に準じて指定(第 2 種区域、第 1 号区域)している。		
2. 工業地域及び工業専用地域のうちでも次に掲げる施設の周囲おおむね 80m の区域は、第 1 号区域となっている。		
① 「学校教育法」第 1 条に規定する学校		
② 「児童福祉法」第 7 条第 1 項に規定する保育所		
③ 「医療法」第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの		
④ 「図書館法」第 2 条第 1 項に規定する図書館		
⑤ 「老人福祉法」第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム		

出典)「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)

#### b 特定工場等に関する規制基準

「振動規制法」により、特定施設(工場・事業場に設置される施設のうち著しい振動を発生する施設)を設置する工場・事業場(「特定工場等」という。)を規制対象として、表 3.4-21 に示す規制基準が定められている。

表 3.4-21 「振動規制法」に基づく規制基準

区域の区分	昼間(8時～19時)	夜間(19時～翌日の8時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考		
基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。		

出典)「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)

c 特定建設作業振動に係る規制

建設作業に伴って著しい振動を発生する作業を、「振動規制法」では「特定建設作業」とし、敷地境界線における振動の大きさの基準や作業時間・作業日の制限等の規制が定められている。

振動の特定建設作業及び規制基準は、表 3.4-22 及び表 3.4-23 に示すとおりである。

表 3.4-22 「振動規制法」に基づく振動の特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打くい抜機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

出典）「振動規制の概要」（令和元年 8 月、香川県環境森林部環境管理課）

表 3.4-23 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	75 デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	19 時～翌日の 7 時	22 時～翌日の 6 時
1 日当たりの作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
作業期間	連続 6 日間を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	
備考	振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。	

出典）「令和 3 年度版 香川県環境白書」（令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課）

d 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.4-24 に示すとおりである。

表 3.4-24 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（8 時～19 時）	夜間（19 時～翌日の 8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考	振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。	

出典）「令和 3 年度版 香川県環境白書」（令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課）

## カ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制している。工場その他の事業場の敷地境界線の地表での規制基準は表3.4-26(1)のとおりである。また、表3.4-26(2)～(3)に示すように物質により排出口や排出水中での規制基準が定められている。事業計画地及びその周辺は、規制の指定地域外である。

表3.4-25 「悪臭規制法」に基づく指定地域内における区域区分

区域区分	都市計画法用途地域
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
C区域	工業地域、工業専用地域

出典)「令和3年度版 香川県環境白書」(令和3年12月、香川県環境森林部環境政策課)

表3.4-26(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(事業場敷地境界線における規制基準)

No.	規制物質	規制基準(ppm)		
		A区域	B区域	C区域
1	アンモニア	1	2	5
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
3	硫化水素	0.02	0.06	0.2
4	硫化メチル	0.01	0.05	0.2
5	二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
13	イソブタノール	0.9	4	20
14	酢酸エチル	3	7	20
15	メチルイソブチルケトン	1	3	6
16	トルエン	10	30	60
17	スチレン	0.4	0.8	2
18	キシレン	1	2	5
19	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
22	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

出典)「令和3年度版 香川県環境白書」(令和3年12月、香川県環境森林部環境政策課)

表 3.4-26 (2) 「悪臭防止法」に基づく規制規準（気体排出口における規制基準）

特定悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンについて、その最大着地濃度地域における大気中の濃度が前表の規制値と等しくなるように、気体排出口における特定悪臭物質の流量の規制基準が定められている。算出式は次のとおりである。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

$q$  : 流量 (Nm<sup>3</sup>/h)  
 $He$  : 有効煙突高さ (m)  
 $Cm$  : 表 3.4-26 (1) で示された事業場敷地境界線での規制基準値 (ppm)

なお、この式は有効煙突高さが 5m 未満の煙突には適用されない。

出典) 「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)

表 3.4-26 (3) 「悪臭防止法」に基づく規制規準（排出水中における規制基準）

特定悪臭物質のうち、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルおよび二硫化メチルについて、排水から放散し、大気中で拡散した特定悪臭物質の濃度が当該地域に係る事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるよう、排水中の特定悪臭物質濃度の許容限度が定められている。算出式は次のとおりである。

$$C_{Lm} = k \times Cm$$

$C_{Lm}$  : 排水中の特定悪臭物質濃度の許容限度 (mg/L)  
 $k$  : 定数 (次表のとおり) (mg/L)  
 $Cm$  : 表 3.4-26 (1) に示された事業場敷地境界線での規制基準値 (ppm)

定数 k の値

物質名	k		
	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9
備考	Q (単位: m <sup>3</sup> /s) は事業場の敷地外に排出される排出量を表す。		

出典) 「令和 3 年度版 香川県環境白書」(令和 3 年 12 月、香川県環境森林部環境政策課)